

## 一般社団法人 日本ドローンレース協会 会員規則

### (総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ドローンレース協会（以下「本会」という）の定款に基づき、会員に関する事項を規定する。

### (会員)

第2条 本規則で会員とは、ドローンレースを通じて、ドローンレースの健全な発展と社会の発展に貢献することに熱意を持ち、及びその事業に賛同し、本規則を承認し、入会を申し込んだ団体及び個人のうち、本会が入会を認めた者をいう。

### (会員の種別)

第3条 本会の会員は次の4種類とする。

- (1) 正会員（法人）
- (2) 賛助会員（法人）
- (3) オンラインサポート会員（個人）

ここで規定する会員と個人に付与される各種ライセンスは異なるものである。

### (会員サービス)

第4条 会員は、以下のサービスを受けることができる。

- (1) すべての会員は、本会が主催するイベントに招待または割引、各種サービスを受け取ることができる。
- (2) すべての会員は、本会から発行される最新情報を受け取ることができる。
- (3) 正会員は、本会の総会、委員会・会合に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 正会員は、本会の理事に選挙されることができる。
- (5) 正会員は、本会の公認を取得できる権利を持ち、本会が定める一部のレースやイベントを開催することができる。
- (6) 賛助会員は、本会が主催する一部の委員会・会合に参加することができる。
- (7) 賛助会員は、本会が所有する一部の媒体に露出することができる。

### (費用の負担)

第5条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

### (入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の手続きによる申し込みを行い、理事の承認を受ける必要がある。

### (会費)

第7条 会員は、次の入会金、年会費を本会に納めなければならない。

- (1) 正会員（団体）：入会金 100,000 円 年会費 100,000 円
- (2) 賛助会員：入会金 無料 年会費 50,000 円
- (3) オンラインサポート会員：入会金 無料 月会費 5,400 円

2. 前項にかかわらず、年会費は、入金の確認がなされた日より1年間とする。2018年7月より以前の入会の場合は、予め定められた期間を会員有効期間とする。

(会費の納入)

第8条 会費は前納するものとする。

(退会)

第9条 会員は、本会に退会申請することにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

3. 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、理事3分の2以上の決議により、会員を退会させることができる。

4. 会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。但し、会員がその資格を喪失しても、本会に既に納入した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

(会員に対する通知等)

第10条 会員に対する通知または書面の送達は、次の方法による。

- (1) 本会のホームページ
- (2) 会員名簿に記載された会員のメールアドレスまたは住所地
- (3) その他インターネットサービス

(届出事項の変更)

第11条 会員は、本会に届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の方法により届け出ることとする。

2. 前項の届出がないために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(規則の改定)

第12条 本規則の改廃は理事会の決議によって行う。

附則 この会則は平成28年9月25日から施行する。